騒音・振動、臭気の規制値

現在計画している施設の騒音・振動、臭気について、規制値を設定します。

騒音・振動、臭気にかかる法や条例等の規制値は、時間帯や用途地域によって異なります。

詳細については、それぞれの項目で、説明していきます。

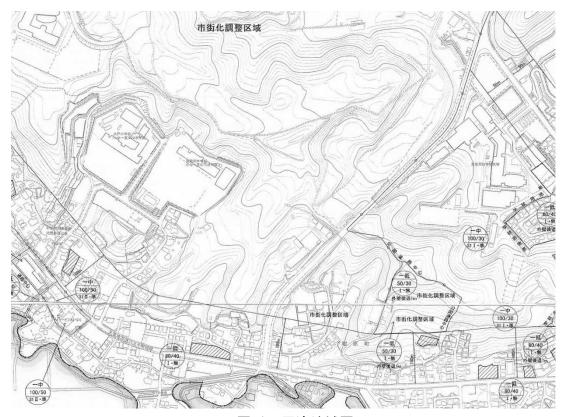


図-1:用途地域図

出典:町田都市計画図(2015年3月)

1. 騒音について

町田市では、騒音規制法、東京都環境確保条例及び町田市告示に基づき、用途地域ごとに騒音に関する規制値が定められています。

騒音の規制は、計画地の敷地境界線で設定されており、デシベル(dB)という単位で表現されます。

以下に、規制値を表記します。

表-1 騒音の規制値

	公 1 高台 07 光 市 10
	規制値
騒音	敷地境界 (無指定地域:第2種区域) 8~19時 5 O dB 以下 19~8時 4 5 dB 以下
	騒音規制法第4条
	2012. 4. 1 町田市告示第 2 号

ただし、施設の敷地が確定し、学校敷地の周囲おおむね50mの区域となった場合の規制値は、表-1の値から5デシベル減じた値となる。

〇 騒音レベルの目安

図-2に、騒音レベルの目安を示します。

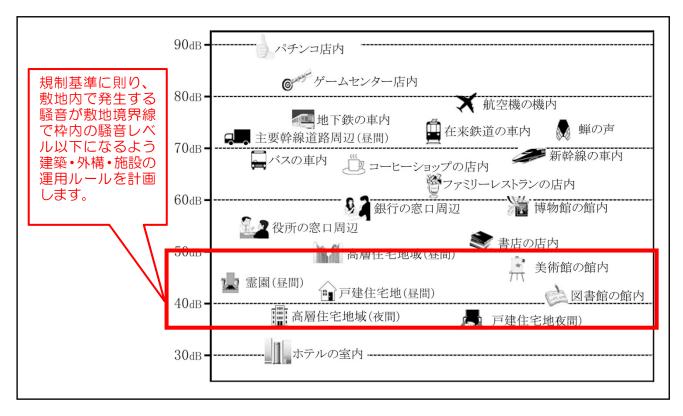


図-2:騒音レベルの目安(都心・近郊用)

出典:国立環境研究所 全国環境研協議会 騒音小委員会作成資料

2. 振動について

町田市では、振動規制法、東京都環境確保条例及び町田市告示に基づき、用途地域ごとに振動に関する規制値が定められています。

振動の規制は、計画地の敷地境界線で設定されており、デシベル(dB)という単位で表現されます。

以下に、規制値を表記します。

表-2 振動の規制値

	衣 2 派到50%响但
	規制値
振動	敷地境界 (用途地域の定めのない地域:第1種区域) 8~19時 6 OdB以下 19~8時 5 5dB以下
	振動規制法第 4 条 2012. 4. 1 町田市告示第 4 号

ただし、施設の敷地が確定し、学校敷地の周囲おおむね50mの区域となった場合の規制値は、表-2の値から5デシベル減じた値となる。

〇 振動レベルの目安

図-3に、振動レベルと振動の影響の目安を示します。

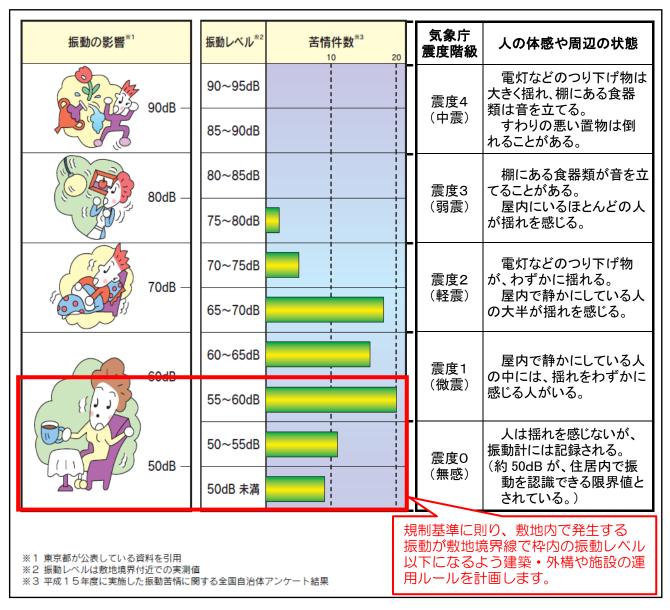


図-3:振動レベルと振動の影響の目安

出典:「よくわかる建設作業振動防止の手引き」~振動低減へのアプローチ~ (環境省環境管理局大気生活環境室)、「気象庁震度階級」から引用加工

3. 臭気について

臭気は、悪臭防止法、東京都環境確保条例及び町田市告示に基づき規制されています。工場・事業場からの悪臭は、悪臭防止法に基づき、規制を受ける地域ごとに規制値が定められています。

臭気は、計画地の敷地境界線で設定されており、人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化する"臭気指数"を用いて、臭気の規制を行なっています。この方法では、色々なにおいが混じった複合臭や特定悪臭物質以外の物質によるにおいについても評価し、規制することができます。

以下に、規制値を表記します。

表-3 臭気の規制値

	公 人人人的人人们
	規制値
	敷地境界
	(用途地域の定めのない地域:第1種区域)
臭気	臭気指数 10以下
2 30 %	悪臭防止法第3条、第4条 2012.4.1 町田市告示第6号

〇 臭気の目安

図-4に、臭気の目安を示します。

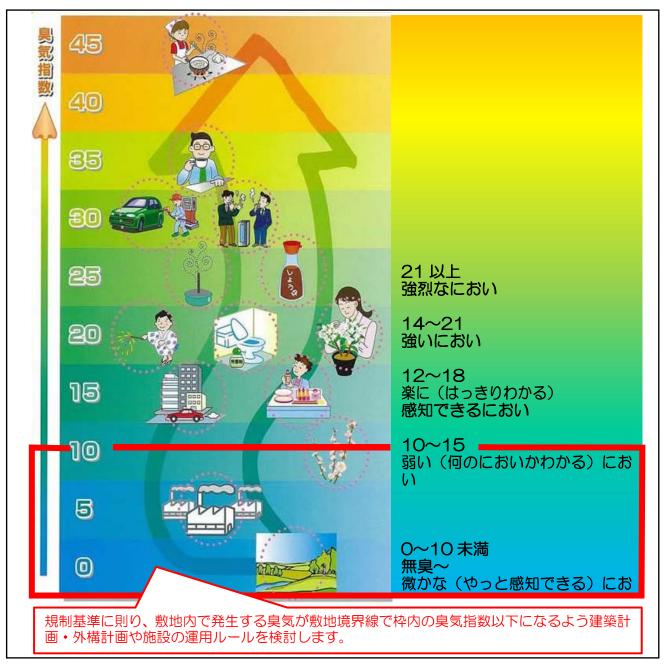


図-4:臭気指数の目安

出典:「臭気指数規制ガイドライン」(平成 13 年 3 月 環境省環境管理局) および 「臭気指数のめやす」(環境省) から引用加工

4. その他

O VOCの対策について

VOC (揮発性有機化合物) は、ペンキやシンナーなどに含まれ、常温常圧で大気中に気化して臭い等が発生するものです。

資源ごみ処理施設について、国等の規制はないが、安心・安全な施設運営のため、 対策を講じていきます。

具体的な対策として、屋内のVOCは、除去設備(活性炭吸着装置等)により取り除きます。